

「2224.41MHz以上3223.25MHz未満の中間周波数を使用する受信設備に関する技術的条件」についての一部答申(平成29年7月)を受けた総務省の取組

1. 関係省令・告示の制定・施行

- u 平成29年11月21日、無線設備規則の改正及び測定方法を定める告示(総務省告示第389号)の制定
- u 平成30年4月1日より施行

2. 施工方法及び確認方法のガイドライン

- u 使用する機器の選定基準、設計、施工、確認方法を明確化した「衛星放送用受信設備の施工ガイドライン」を作成し、平成30年5月に公開予定

3. 光配信システムの検討

- u 衛星放送用受信設備作業班光配信アドホックグループにおいて検討中
- u 次回放送システム委員会にて検討状況の詳細を報告予定

4. 周知啓発

- u 衛星放送用受信設備に関する技術基準の策定や、電波漏洩対策の必要性について、衛星放送用受信設備の施工業者を対象に平成29年度に全国300カ所で技術講習会を開催し、12,490名が受講
- u 平成30年度においても、引き続き160カ所で技術講習会を開催予定

5. 衛星放送用受信環境整備事業

- u 平成30年度より、衛星放送用受信環境整備事業として、技術基準に適合しない衛星放送用受信設備の改修に対する補助事業を7月から開始予定【平成30年度政府予算 8.3億円】

【参考】無線設備規則

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2 ~ 29 (略)

30 衛星基幹放送の受信装置については、第一項の規定に加え、次の表のとおりとする。この場合において、次の表に掲げる周波数帯における副次的に発する電波の測定は、総務大臣が別に告示する方法により行うものとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
二、二二四・四一MHz以上 三、二二三・二五MHz未満	任意の三三・七五六一MHzの帯域幅における平均電力が(-)四九・一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置されている衛星基幹放送の受信装置が副次的に発する電波の限度については、当分の間、なお従前の例によることができる。